

債権管理実務研究会 特別セミナーのご案内

リスクマネジメント入門講座 下請法・独禁法コンプラ編

～近時の課題 転嫁円滑化パッケージも触れて～

【開催趣旨】

▶下請法や優越的地位の濫用は、取引の様々な場面で問題になります。取引上の力関係が企業間の交渉に影響を及ぼすことは日常的によくみられます。そのような場面で、「相手が応じているから問題がない」と思っていると、下請法や優越的地位の濫用という「落とし穴」にはまり、当局の調査に対応する負担が生じるだけでなく、企業名を公表されて「下請けイジメをした会社」という不名誉なレッテルを貼られることになりかねません。また、最近では、取引価格交渉の場面でも「下請けイジメをした会社」という不名誉なレッテルを貼られるリスクが生じています。政府が公表した「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に関連した調査が行われて、公正取引委員会が、労務費等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について明示的に協議しなかったことなどを理由に、13社の社名を公表し、また、経済産業省が、約150社について取引先の中小企業との価格交渉や転嫁への取組状況を評価して公表したのも、記憶に新しいところです。

▶このように、コンプライアンス・リスク管理の観点から、下請法や優越的地位の濫用規制について正確な知識を身に付ける必要があります。一方で、下請法で禁止されている行為は多岐にわたっており、また、優越的地位の濫用に当たり得る行為も広範なものとなっているために、苦手意識を持つ方、嫌煙されてしまう方も多いと思います。

▶そこで、本講座では、下請法や優越的地位の濫用規制の全体像と、それらの勘所を解説することにより、「落とし穴」がどこにあるかといった感覚を身に付けていただくことを目的としています。また、この機会に併せて、その他の独占禁止法の規制の概要についても解説します。

【主要講義項目】

- 第1 総論・下請法・独占禁止法の全体像
- 第2 下請法の重要ポイント
- 第3 優越的地位の濫用の重要ポイント
- 第4 その他の独占禁止法の規制の概要
- 第5 下請法・優越的地位の濫用の近時の課題

(講義時間：3時間30分・収録日：2023年8月29日)

●講師紹介● 村上 亮 弁護士（日比谷総合法律事務所）

2004年京都大学法学部卒業、2006年神戸大学大学院法学研究科実務法律専攻修了、2018年神戸大学大学院法学研究科博士課程後期課程修了（博士（法学））。2013年から5年間公正取引委員会に任期付職員として勤務した経験があり、独禁法、下請法等を専門とし、独禁法違反事件・下請法違反事件の当局対応、独禁法関わる訴訟・相談対応等を得意とする。著書として、「Q&A自治体の私債権管理・回収マニュアル」（ぎょうせい 2012年）（分担執筆）、「地方公務員のための債権管理・回収実務マニュアルー債権別解決手法の手引きー」（第一法規 2010年）（分担執筆）。

◇お申込要領・注意事項◇

本セミナーは WEB 配信を予定しているセミナーです。後日メールにて視聴案内をお送りします。

◆視聴期間：4月5日（金）～5月15日（水）（申込期限：5月8日（水））

◆受講料：19,800円（税込）/1名

- 本セミナーはWEB配信時、「Vimeo」を利用します。視聴制限等がないかご確認ください。
- WEB申込・FAX・メールにて必要事項を記載の上、お申し込みください。
- 請求書はにメールにてご案内予定です。
- ご記入の個人情報は、(株)商事法務の「個人情報保護方針」に従って適切に取り扱います。
- 都合により、受講資格を制限し、お申込みできない場合がございます。
- 視聴先 URL 送付後（お申込みから3営業日以内）のキャンセルは一切受け付けておりません。

WEB 申込



住所 〒

法人名

メールアドレス

部署名

電話番号

受講者名

備考欄

◆ご不明な点は下記までお問い合わせください◆

◀トライアル参加▶

◀ご入会▶

◀最新情報▶

問合せ先 株式会社商事法務 債権管理実務研究会事務局
〒103-0027 東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント3階
EMAIL: saiken-kanri@shojihomu.co.jp
TEL: 03-6262-6764 / FAX: 03-6262-6802
URL: <https://saiken.shojihomu.co.jp>

